【令和3年度税制改正に関する意見要望】

岡山県法人会連合会

I 基本的な課題

1 税・財政改革

(1) 財政健全化に向けて

政府は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による経済の落ち込みに対応するため、 本年4月に第一次、5月に第二次の補正予算を閣議決定したが、必要な財源は全額国の借金 である国債の追加発行(赤字国債22.6兆円、建設国債9.2兆円)が予定されている。

「経済の再生なくして財政再建なし」としての経済対策ではあるが、国の借金は国民の負担増となることから、例えば、中小企業庁の持続化給付金の民間委託の丸投げ問題などが生じないよう適正・適切な予算執行に努めていただきたい。

また、国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2018 年 6 月骨太の方針で 2020 年度の黒字化達成の目標を撤回し 2025 年度に 5 年先送りしたが、今回の新型コロナウイルスに係る緊急経済対策(補正予算等)の影響を踏まえ、改めて健全化に向けての具体的な道筋を国民に示すべきである。

なお、IMF(国際通貨基金)が日本の消費税率について15%、20%への引上げを提言しており、今後、税率引上げは議論されるべきではあるが、その前に実施すべきは行政改革(議員数の削減や政党助成法の廃止など)であることを強く主張する。

(2) 社会保障制度に対する基本的な考え方について

イ 持続的な社会保障制度の確立

社会保障制度の改革については、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度に転換を図り、そして、将来の世代にしっかりと伝えるという方向性が出されている。

2019 年 9 月に全世代型社会保障検討会議が発足し、12 月に中間報告が公表されているが、次の問題点にも対応した改革を行っていただきたい。

- (イ)健康保険料限度額の制度は、超高額所得者層の負担割合を低くしていることから、限度額を廃止するべきである。
- (ロ) 適正な保険料徴収事務を行うこと。 また、社会保険料、労働保険料との徴収一体化を実現すること。
- (ハ) 年金について、支給限度額は報酬月額のみでなく、総所得金額をベースにすべきである。

ロ 企業の保険料負担のあり方

社会保険料等の企業の過度の負担は問題であり、負担軽減に向け検討を行っていただきたい。

(3) 行政改革の徹底について

国民が強く望んでいる国家公務員の定数や給与の見直し、国会議員数や歳費、政党交付金 等の課題について、改革は遅々として進んでいない。

法改正の必要なものではあるが、消費税率 10%への引上げや社会保障制度の改革など国 民に負担を強いる状況であれば、国会議員として聖域のない行政改革を「まず隗より始めよ」 の精神で対応していただきたい。

- イ 国及び地方とも、議員定数、歳費・報酬・政務活動費等を削減していただきたい。
- ロ 公務員制度の改革については、人員の削減、給与の減額等、行政のスリム化に取り組んでもらいたい。

特に、公務員の給与については、民間企業(従業員500人以上の大企業)の給与を参考に人事院勧告を行っているが、従業員300人~400人の企業を5割程度は含めるべきである。

ハ 無駄使いを無くすため、予算策定時のみでなく執行時においても、国民視線にたったチェック機能を確立していただきたい。

また、行政においてもあらゆる面でスリム化、効率化、合理化を図り、「民間でできることは民間に」を徹底し、「委託」から「移管」となるように推進していただきたい。

(4) 消費税引き上げに伴う対応措置

イ 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) の導入について

導入には反対である。

適格請求書等保存方式が導入されれば、免税事業者は適格請求書等を発行することができないため、免税事業者からの課税仕入れについては仕入税額控除ができない結果、取引 先から排除される恐れがある。

また、消費税等相当額の値引きを強いられたり、起業の妨げにもなるなどの問題が懸念され、若い世代の起業意欲を削ぐことにもなりかねない。

なお、適格請求書等保存方式の導入は欧州諸国のような軽減税率の細分化を前提とする ものとの見識もあり、今以上の事業者の事務負担増ばかりでなく財政健全化への道がさら に遠のくことにもなる。

ロ 消費税引き上げに伴う課題等

引上げの価格転嫁はおおむねできているが、煩雑な経理処理が負担となっている軽減 税率制度は速やかに廃止するべきである。

(5)税制及び手続きの簡素化

税の3原則は「公平・中立・簡素」といわれている。

そのうち「簡素」という点について、例えば消費税の例のように、あらゆる税制は年々複雑化している。税制のしくみをできるだけ簡素なものとし、理解しやすいものとすべきである。

特に、消費税の軽減税率制度及び令和 5 年に導入されるインボイス方式は必要ないと考えているので速やかに法改正等を行っていただきたい。

(6) マイナンバー制度

イ 利用範囲の拡大とセキュリティ対策

税務署の整理番号・運転免許証等各種番号との統一化など、多角的な活用により普及促進を図るとともにセキュリティの強化をすべきである。

ロ マイナンバーカードの交付等システム設計の変更

今後の多角的な活用、カードの普及を考えた場合、カードの交付機関の拡大(警察等) や暗証番号等の設定方法(利用時の設定など)を活用予定の省庁等で検討すべきである

ハ 行政機関への提出書類等の簡略化

パート、アルバイトを多数採用し、人員の入替り頻繁な事業者にとっては個人情報の取得・管理などの責任が重くなっており、行政機関への提出書類等の簡略化を進めて頂きたい。

2 経済活性化と中小企業対策

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応(経済の早期回復)

イ 地域経済の活性化

緊急事態宣言は解除されたが、2次3次の感染による再発令もある状況下で、消費動向も上向かず、地方は雇用維持や売上減少など直接的な打撃を受け、また、ウイルスに効果的なワクチンができるまで「ウィズ・コロナ」と言われており、中小企業には持ちこたえる体力もなくなってきている。

政府は第一段階として緊急救済策(給付金等)を実施し、第二段階として景気回復の テコ入れ(影響を特に強く受けた産業への対応として「GOTO キャンペーン事業」)を予 定している。このキャンペーンは国内消費浮揚策として効果は期待できるものの、地域 間格差も生じ、また、一過性も予想されるところである。

財政事情の厳しいなか、入国制限が完全に解除され景気が回復基調となるまで、給付金等による救援策や地域消費喚起の交付金など、地域経済の状況に応じたきめ細かい経済政策を実施していただきたい。

ロ 中小企業者等の青色欠損金の繰戻し還付制度の拡充

中小企業者等において青色欠損金が生じた場合、前1年以内に開始した事業年度に係る法人税を繰戻して還付を受けることができる制度であるが、新型コロナウイルス感染症の特例として前1年以内ではなく、当該事業年度開始の日3年以内に開始した事業年度に係る法人税を繰戻して還付する制度とするべきである。

当該制度は法人事業税、法人住民税にも適用できるものとする。

ハ 国内生産の増進を図るための措置

国内における生産設備の新・増設等を促進するために特別償却、割増償却、税額控除 等の措置を講じていただきたい。

(2) 法人実効税率のあり方について

法人税の実効税率については、引き下げていただきたい。

また、政府は「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ととの考え方であり、その中で財源確保として外形標準課税の対象法人に中小企業を含めることや租税特別措置の見直しなどが検討されているが、中小企業の活性化や事業意欲を削ぎ、結果経済の循環を悪化させるような課税強化措置は抑制していただきたい。

(3) 中小企業の活性化に資する税制措置について

イ 活性化と税負担軽減

- (イ) 非上場会社の株式贈与に非課税枠を特別に設けていただきたい。
- (ロ) 税制措置は、分かりやすく、使いやすい制度にしていただきたい。例えば、所得拡大促進税制など集計の手間がかかる。
- (ハ) 事業用施設の耐震化設備投資を促進させる税制を追加拡大していただきたい。
- (二) 新型コロナの影響で、中小企業には非常に厳しい年となるので、法人税軽減税率の 特例を本格化していただきたい。
- ロ 現行税制の見直し等

法人税法はもとより地方税法の改正・見直しを強く求める。(具体的な要望は、下記の「I 各論」の「1 法人税関係」及び「5 地方税関係」を参照)

(4) 事業承継税制について

イ 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

世界的ブランドが育つ諸外国の場合、事業承継時には課税されておらず、日本の中小企業で世界的ブランドが育たない要因の一つが、事業承継時の課税となっている。

平成30年度の改正により10年間の特例として措置が講じられたが、親族外承継や非上場株式以外の事業用資産も含めた本格的な事業承継税制としていただきたい。

また、10年間の特例ではなく本則化するべきである。

ロ現行制度(特例措置)の拡充

改正があった場合は改正以前に適用していた場合でも納税者の選択により適用できるようにすべきである。

3 地方のあり方

(1) 地方創生について

イ 地方創生関係税制の改正等

- (イ) 所得拡大促進税制について、今年度末までの時限措置であるため、期限の延長・拡大をしていただきたい。
- (ロ) 地方拠点強化税制については、近畿圏中心部や中部圏中心部が準地方活力向上地域とされ移転型事業の対象地域となったが、かえって準地方活力向上地域等への労働人口の流出が懸念される。平成30年度改正については雇用創出数の数合わせに過ぎないので、真の地方創生となる改正を求める。

ロ 首都機能の地方分散

世界の主要都市で次々に実施されているロックダウン(都市封鎖)が東京でも必要になる可能性はゼロではないので、現在実施されている東京の一極集中の解消を早期に実現していく必要がある。

(2) 財政・行政の効率化

イ 事務処理を効率化

AI、ロボットなどの技術を積極的に活用し、事務処理を効率化するとともに、住民の利便性の向上を図るべきである。そして職員は、地域活性化のための企画立案、住民への直接サービスなどに注力すべきである。

ロ 広域連携や民間活用

広域連携による合理化・効率化、更には、民間活力の活用などにより、行政コストの削減や事務処理の効率化、住民の利便性の向上を図るべきである。

Ⅱ各論

1 法人税関係

(1) 法人税基本税率等の引き下げについて

イ 基本税率

租税特別措置法の整理合理化により課税ベースの拡大を考慮しつつ、地方税の負担軽減と合わせて、引き下げを図る必要がある。

口 軽減税率

不況下での中小企業は安定的な利益を計上することは困難であり、経営基盤の弱い中小法人に対する税の負担を軽減するため、中小企業の課税所得 800 万円以下の部分の軽減税率を引き下げるとともに、適用課税所得を 800 万円から 1,600 万円程度まで引き上げるべきである。

(2)役員給与等について

イ 役員給与の損金不算入規定の見直し

役員給与は損金算入される項目が3項目に限定列挙されている。

役員給与は職務執行の対価であり、会社法上も会計基準でも費用であるものを法人税 法が特定のもの以外は給与として認めないということは立法に問題がある。

役員給与は原則損金算入し、損金不算入となる役員給与があればそれを限定列挙するように見直すべきである。

ロ 利益連動給与の適用法人の見直し

利益連動給与が同族会社に該当しない法人、すなわち大企業の恩典となっており、中小 零細企業との公平を欠いている。利益連動給与は企業に自主性もたたせるため、同族会社 にも利用できるよう要件を緩和すべきである。

(3) 交際費課税制度の廃止について

交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する措置、また、中小法人に係る損金算入の特例について、適用期限が2年延長されたが、そもそも法人が支出した交際費は本来損金であり、現今の経済情勢からみて当初の目的より著しくかけ離れている交際費課税は廃止すべきである。

(4) 退職給与引当金制度の復活について

平成 15 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から、退職給与引当金制度が廃止された。退職給与引当金は元来負債性引当金であるので、健全な企業経営の観点から、退職給与引当金制度を復活させるべきである。

(5) 同族会社の留保金課税の廃止について

平成 19 年度改正により中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃されたが、 特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、廃止すべきである。

(6) 少額減価償却資産の取得価格限度額等について

イ 少額減価償却資産の取得価格基準の見直し

現在の損金算入制度における取得価格基準は10万円未満とされ、20万円未満の減価償却資産には一括償却資産制度がある。さらに一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を300万円として取得価格30万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

少額減価償却資産の取得価格基準を30万円未満とし、制度の簡素化を図るべきである。

ロ 減価償却計算の簡素化

平成 19 年改正により残存価格と減価償却限度額の廃止と 250%定率法が導入され、その後 200%定率法に改正され、計算が複雑となっており簡素化を図るべきである。

2 所得税関係

(1) 所得税のあり方について

担税力に応じた適正な税負担が本来であり、時代の変化に応じて、課税所得や各種控除制度の見直しを行っていくべきであり、また、所得控除は高額所得者優遇制度で税額控除の方が分かりやすく、説明もしやすい税額控除制度に、土地・建物の分離課税を除き金融商品等の所得は総合課税に、更には、課税ベースを拡げ税率をフラット化すべきとか、公的年金等控除(最低 120 万円)と給与所得控除(最低 65 万円)は年金収入に手厚く世代間格差が生じているため同等にするべきとの意見がある。

(2) 復興特別所得税の課税方法について

復興特別所得税は2037年まで長期間課税されることから、源泉徴収を受ける法人の事務 負担の軽減を図る必要があり、復興特別所得税としての税体系を廃止し、2037年まで所得 税の税率に復興特別税率を加えて一体運用すべきである。

(3) 各種所得控除の整理・見直し等について

イ 人的控除

各種の所得控除を整理合理化し、更なる定額控除の引き上げを求める。

特に、子供の教育費等が最も多く必要とされる年齢層の諸控除に配慮した定額控除と、 共働き世帯への課税上の不公平を無くし、女性の社会進出を妨げない体系を作るべきで ある。

口 各保険料控除

生命保険料・損害保険料控除については控除額が比較的低額なこと及び加入者が個別的でなくなっている現状から人的控除額の引き上げに振り替えて廃止すべきである。

ハ 雑損控除及び医療費控除

震災被害などの際に適用される雑損控除や医療費を支払った際に適用される医療費控 除については、国等の政策的支援の方が効果的、合理的である。

(4) 青色申告者純損失の繰越控除期間の延長について

青色申告者の繰越控除期間は3年とされている。事業そのものは法人・個人を問わず同様であり、帳簿等も整備されており、実態として小規模の法人と何ら異なることはなく、法人と同様純損失の繰越控除期間は10年間に延長すべきである。

(5) 土地・建物等の譲渡損失の損益通算の復活について

土地・建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算制度は、平成16年度の税制改正で廃止された。損益通算は税負担能力を測り、担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度である。この損益通算の廃止は、担税力を失った部分に対する課税であり、公平・応能負担の原則からも不合理である。

なお、青色申告者と白色申告者の取り扱いを同一とするため、白色申告者においても、純 損失の繰越控除対象に繰り入れるべきである。

(6) 青色申告特別控除の規定見直し

青色申告特別控除を従前の規定に戻し、電子申告等の規定は削除していただきたい。

令和2年分所得税の確定申告から、青色申告特別控除額が65万円から55万円に引き下げられるが確定申告書の提出期限までに電子申告により確定申告書及び貸借対照表、損益計算書を提出した場合等は65万円とすることとなった。

青色申告特別控除が創設された経緯は租税行政に対する納税者の協力を確保し、自主的な申告水準を高めるためであり、電子申告等をしなかった納税者は控除額を 10 万円引下げることの理由にはならない。

3 資産課税関係

(1) 相続税について

イ 相続税の税率等の見直し

平成25年度改正で、相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げが行われたが、相続税の課税強化は行うべきではなく、今後の経済状況、物価の動向に応じて再度の見直しを行うべきである。

ロ 相続税の債務控除の見直し

相続税の債務控除に、相続開始後 5 年以内に発生した債務保証で、求償権の行使が出来ない場合を加えるべきである。相続開始後に被相続人の保証債務の履行を行い、その求償権の行使ができない場合においては、明らかに相続財産の減額となるため、更正の請求の特則が認められるべきである。

ハ 死亡保険金の非課税限度額の引き上げ

平成 25 年改正で相続税の基礎控除が引き下げられ、新たに相続税が課税される者が増加している。遺族の生活保障となる生命保険金の非課税限度額を引き上げるべきである。

ニ 居住用財産の評価方法等の適正化

固定資産税の評価方法等の適正化により最低限の居住用財産に対する評価を引き下げ るべきである。

ホ 時価が著しく低減した場合の救済措置

相続開始後、申告期限までに相続財産の時価が著しく低下した場合の救済措置を設けていただきたい。

へ 相続登記の義務化

相続発生後不動産の相続登記がなされないまま放置され、所有者不明の空き地・空き家が増加し、老朽化による危険性や売買できず有効活用を阻害していることから、相続登記の法制化・義務化(相当期間経過後は国庫または自治体に帰する)を検討していただきたい。(法制化に向け今後審議予定)

(2)贈与税について

贈与税は相続税の租税回避防止の補完税としての機能をもっているが、個人資産の多くが偏在し、高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転時期が大幅に遅くなってきている。資産の円滑な次世代への移転を促進するためにも贈与税の基礎控除を大幅に引き上げるべきである。

4 他税目関係

(1) 酒税等の二重課税の解消について

現行において、酒税、タバコ税、揮発油税などは、メーカーを納税義務者とし、「税が販売価格を構成する」として消費税が課税され、一方、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、消費者を納税義務者とし、立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合は、消費税が課税されないこととなっている。

この酒税、タバコ税、揮発油税などの消費税の課税は、二重課税であり、消費者が負担する必要はなく、早急に消費者が納得いく課税方式に改めるべきである。

(2) 印紙税について

近年の取引契約の電子化拡大等を踏まえ、印紙税のあり方を抜本的に見直していただきたい。

(3) デジタル課税について

ルール案は、工場などがなくてもネットの利用者がいる国では課税できる仕組みと聞いているが、税の公平な負担に向けて必要な対応であり、早期に国際協調を図られたい。

5 地方税関係

(1) 地方税の各種控除の見直しについて(国と同一額に)

個人住民税と所得税の各種所得控除の種類・金額について、所得税と住民税で異なること から多くの納税者が苦慮しているため、簡素化の意味から同一とすべきである。

(2) 法人事業税・法人住民税の見直しについて

イギリス、フランスでは、地方税としての法人課税はなく、アメリカでも地方法人税の比重が低い。投票権のない企業に過重な負担を強いており、地方法人税の軽減を求める。

(3) 法人事業税の外形標準課税について

イ 中小法人への導入反対

法人実効税率の引き下げの代替財源の一つとして外形標準課税の拡大適用が検討されているが、地方自治体における税の執行問題や雇用の安定の観点から担税力の乏しい中小法人(資本金1億円未満)に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

ロ 外形標準課税制度の廃止

外形標準課税は付加価値割(報酬給与額等)と資本割で構成され、人件費課税の側面を 有しており、赤字法人にも負担を求める制度である。

対象法人(資本金1億円以上)は雇用面など地域社会に貢献しているにもかかわらず、 赤字法人や人件費の多い法人に過重な負担を強いる制度は廃止すべきである。

(4) 事業所税の廃止について

昭和 50 年に新設された人口 30 万人以上の都市に適用されている事業所税は、従来からある固定資産税及び都市計画税と二重に課せられており、また、国策として推進している市町村合併の結果思わぬ課税対象となるケースも増加しているのでこのような事業所税は廃止すべきである。

(5) 固定資産税の見直しについて

景気の影響を受けない固定資産税は、行政からみれば「もっとも課税しやすい税」である 反面、納税者には負担感が大きいため、次のような抜本的な見直しが必要である。

イ 評価方法等の適正化

固定資産税の適正公平化を実現するには、固定資産税の評価方法等の適正化、例えば利用価値のない土地は収益還元価格での評価を検討すべきである。

また、家屋については時価と評価額の乖離が大きいものも見受けられ、経年原点補正率等評価方法を見直すべきである。

ロ 居住用財産の課税軽減

少額資産保有者、最低限の居住用財産に対する固定資産税の軽減を図るべきである。

ハ 償却資産の非課税化

企業の設備投資意欲を増大等させるために、償却資産に係る固定資産税は廃止すべき である。特に、少額減価償却資産(30万円未満)固定資産税の対象から除外していただ きたい。

ニ 償却資産申告期限の統一

法人については、課税基準日を決算期末とし、申告期限を法人税等と統一する。また、 個人にあっては申告期限を所得税と統一する。

ホ 更地化推進の税措置

固定資産税は、家屋のある場合は軽減税率があり、更地にすると適用されず高くなるため、軽減税率を廃止と更地等にした場合の税制での優遇措置を講じていただきたい。

Ⅲ その他

1 震災復興

(1)被災地の早期復興

東北及び熊本県を中心とした復興が進まない中、平成30年7月西日本豪雨災害、令和元年の台風15号、19号などによる被害が発生し、各地に甚大な被害を及ぼしている。

復興に向けて早期に計画的な施策及び予防措置に早期に取組んでいただきたい。

(2) 税制面での対応

震災地の収用等によって相続税納税猶予ができなくなることなど、被災者目線の制度を 考えなければ、今後起こりうる災害に対し現行税制は無力である。 また、復興特区税制適用地域を限定し、必要かつ有効な措置を集中的に講じて行くべきである。

2 租税教育等

(1) 学校の租税教育について

学校教育の現場で現在以上の租税教育を推進すべきである。

また、選挙権が18歳となったことからも小中学校の租税教育の内容の充実とともに、高校・大学等での租税教育(税金の使われ方や無駄使い等)を実施する必要がある。政治に関心をもち、投票することで政治に参加する意識を持たせるためにも高校入試問題に税の問題を取り入れるなど、少なくとも中学、高校では正規の科目として時間を確保すべきである。

(2) 民間団体による取組みについて

税務署単位ごとに租税教育推進協議会が学校当局、税務当局、民間団体によって組織され、 租税教育に取り組んでいるが、引き続き協議会内で方針や分担等意思疎通を図っていくべき である。